

船舶インシデント調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源供給不能）
発生日時	令和5年10月17日 12時50分ごろ
発生場所	愛媛県今治市津島東方沖 吉海港津倉防波堤灯台から真方位256° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 09.1′ 東経133° 00.6′）
インシデントの概要	プレジャーボートAURORA IIは、錨泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート AURORA II、5トン未満（長さ6.58m） 281-27422愛媛、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力110.30kW、回転数 毎分5,500、4気筒、ボア94mm、使用燃料ガソリン、平成 17年11月機関製造、平成2年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをを行う目的で、今治市大浜漁港を出航し、複数の場所でしばらく釣りを行っていたが、潮止まりとなったので、潮待ちも兼ねて休憩することとし、津島東岸付近で船外機を停止して錨泊を開始した。</p> <p>船長は、再び潮が動き始めたので、釣り場に向けて移動しようと思い、船外機の始動を試みたが、始動できず、運航不能と判断し、118番通報を行った後、マリーナに救助を要請した。</p> <p>本船は、来援したマリーナの船にえい航されて、大浜漁港へ戻った。</p> <p>船長は、本インシデント後、船外機上部の本体カバーを外して確認したところ、バッテリーの接続端子に腐食と緩みを認め、同端子に接触不良を生じ、船外機への電力供給が途絶えて始動できなくなったと思った。（図1参照）</p>

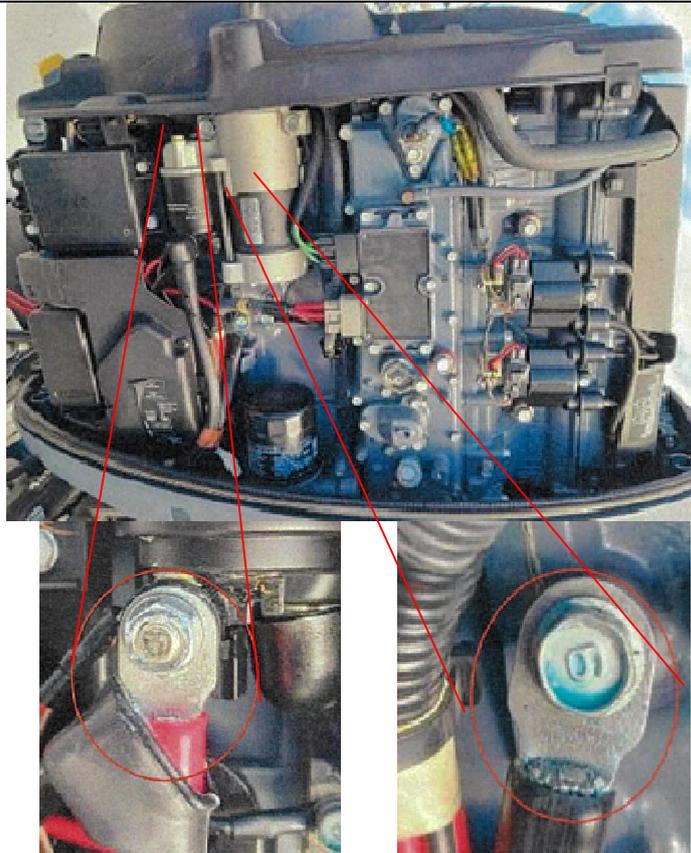


図1 腐食が生じた部分（両端子・整備後）

船長は、本船を中古で購入後、平成17年に製造された船外機を換装していた。

船長は、船外機及びバッテリーの点検を自ら行っていたが、バッテリーの接続端子の状況を確認したことはなく、整備業者に定期的な点検及び整備を依頼したこともなかった。

分析

本船は、船外機のバッテリーの接続端子の腐食と緩みが進んでいたところ、船外機を停止した錨泊中に同端子が接触不良となったことから、船外機への電力供給が途絶えて始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因

本インシデントは、本船が、船外機のバッテリーの接続端子の腐食と緩みが進んでいたところ、船外機を停止した錨泊中に同端子に接触不良となったため、船外機への電力供給が途絶えて始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、船外機の運転時間又は経過年数を考慮し、定期的に整備業者による主機及びバッテリーの点検及び整備を実施すること。